

児童虐待等死亡事例検証報告書

(平成26年6月発生死亡事例について)

【概要版】

平成27年3月

宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会

〔目次〕

1 検証の目的	・・・・・・・・	1
2 検証の方法	・・・・・・・・	1
3 事例の概要	・・・・・・・・	1
4 明らかになった問題点・課題	・・・・・・・・	4
5 問題点・課題に対する提言	・・・・・・・・	6
(参考) 検証組織等	・・・・・・・・	9
(別紙) 宮崎県社会福祉審議会運営要領	・・・・・・・・	10

1 検証の目的

平成26年6月に本県A市で発生した生後5ヶ月乳児の死亡事例について、事実関係を調査し、死亡した乳児及び当該世帯の視点に立って発生要因の分析を行い、再発防止のための方策を提言するものである。

なお、この検証は特定の機関や個人の責任の有無を追求するものではない。

2 検証の方法

「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について（平成20年3月14日付雇児総発第0314002号）」に基づき、宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会において、次のとおり検証を行った。

(1) 本事例は、児童相談所の関与がなかったため、地元自治体や亡くなった本児や兄が通っていた医療機関等から当該世帯に関する情報を収集し、整理を行った。

なお、関係機関への情報収集は、検証部会の事務局（宮崎県こども家庭課）と児童相談所で編成した検証部会作業チームが行った。

(2) 整理した世帯の情報を基に、児童相談所及び地元自治体のヒアリングを行い事実関係を明らかにするとともに、当該事案が発生した原因の分析、問題点・課題の抽出等を行った。

(3) 検証部会は、調査結果に基づき、組織などの体制面の課題、対応・支援のあり方など運営面の課題、地域の児童福祉の提供体制及び当該事例の家族の要因等を明らかにし、再発防止に向けた方策についての提言をまとめた。

(4) 検証については、プライバシー保護の観点から非公開としたが、検証結果については、再発防止のために報告書として取りまとめ公表することとした。

3 事例の概要

(1) 概要

平成26年6月20日、宮崎県警は、生後5ヶ月の本児に十分な栄養を与えず餓死させたとして、母親と同居人女性を、「保護責任者遺棄致死容疑」で逮捕。逮捕容疑は、十分な哺乳をせず、衰弱した本児を自宅に置き去りにし、平成26年6月15日頃に死亡させたとしている。

平成26年6月17日午後2時ごろに帰宅した同居人女性が本児の異常に気づき、母親に連絡。母親が警察に通報し、警察官があおむけの状態布団に寝かされていた遺体を確認した。子どもを自宅に放置することが日常的にあったとみられている。

平成26年7月11日、被疑者兩名を宮崎地検に送致。

(2) 家族の状況（年齢は事件当時）

母親 21歳 接客業

兄 2歳

◎本児 5ヶ月

同居人 21歳 接客業

※ 平成25年5月から母親は家にほとんどいない状況で、同居人が本児たちの世話をしていた。

(3) 経緯

年月日	経緯
H23.4.25	・ 本世帯が A 市に転入
H23.7.1	・ 兄出生（体重 2, 8 2 0 g）
H23.8.25	・ A 市へ生活保護の相談
H23.9	・ 生活保護の申請が却下（居住実態が B 市であったため）
H23.10	・ 兄の予防接種（この後も定期的に接種）
H24.8.9	・ 兄が登園している保育園から A 市に本世帯の状況について情報提供
H24.11.30	・ 兄が保育園を退園
H24.12.3	・ 兄が登園している保育園から A 市に本世帯の退園前の状況等について情報提供
H24.12.7	・ A 市の保健師 2 名（母子保健担当と虐待対応担当）で本世帯宅を訪問するも不在。
H24.12.10	・ A 市の保健師 2 名（母子保健担当と虐待対応担当）で本世帯宅を訪問するも不在。
H24.12.17	・ A 市の保健師 2 名（母子保健担当と虐待対応担当）で本世帯宅を訪問。母親が在宅しており、面談。兄は友達に預けているとのこと。兄の 1 歳 6 ヶ月健診が近々あるので受診を勧める。
H25.7.1	・ A 市の保健師 2 名（母子保健担当）で兄の 1 歳 6 ヶ月健診の受診推奨のため本世帯宅訪問。母親が在宅しており、面談。兄は元気であるとのこと。兄の声や物音は聞こえず、室内にいたか確認できず。仕事の間は知り合いが兄を見ているとのこと。
H25.9.3	・ 母親が A 市に本児の妊娠届出
H26.1.13	・ 本児出生（体重 2, 5 0 8 g）
H26.4.15	・ 兄と本児の予防接種
H26.5.8	・ A 市の母子保健推進員が、乳児家庭全戸訪問事業で本世帯宅を訪問したが、家族との面会はできなかった。
H26.5.14	・ A 市の保健師が本世帯宅を訪問したが、家族との面会はできなかった。

H26.6.17	・警察署からA市へ、本児が亡くなったことの連絡
H26.6.20	・警察署が、母親及び同居人女性を保護責任者遺棄致死容疑で逮捕
H26.7.11	・宮崎地方検察庁が、母親及び同居人女性を保護責任者遺棄致死罪で宮崎地方裁判所に起訴

4 検証により明らかになった問題点・課題

1 妊娠期からの支援体制

(1) 特定妊婦への支援について

本児の妊娠届出時の母親へのアンケートからは、「経済的な不安がある。」、「パートナーとの関係が良好でなく、連絡も取れない。」、「実家は父子家庭なので協力してくれるかわからない。」等の内容が確認されており、市は母子保健の要フォローケースとしては認識していたが、児童虐待未然防止の観点から、緊急に対応すべきであるという認識がなかったため、産後にフォローを行うこととなった。

しかしながら、本世帯はひとり親家庭であり、未婚での若年妊娠・出産や母親の不安定な就労状況による経済的困窮などといった児童虐待の発生に結びつく複数のリスクを有していることが把握されていたことから、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（児童福祉法第6条の3第5項に基づく「特定妊婦」）として、市の母子保健担当は、必要な情報を市の虐待対応担当に提供し、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）による支援体制につなげる必要があった。

(2) 目視による安全確認について

① 本児出生後、平成26年5月8日には市の母子保健推進員が、平成26年5月14日には市の母子保健担当の保健師がそれぞれ本世帯を訪問したが、事前に連絡していたにもかかわらず、不在で会うことができなかった。このため、市は翌月の6月24日に予定されていた4か月児健康相談を待つこととしたが、本児は6月15日頃死亡したとされており、それまでの間に市は目視確認を行い、家庭の状況や養育環境について確認する必要があった。

② 兄の保育園入園中及び退園後に、保育園から市に対し虐待が疑われる状況について情報提供があり、市は本世帯を複数回家庭訪問しているが、兄の目視確認はしておらず、リスク把握ができていなかった。

もしも、兄の目視確認が行われ適切な状況把握により、この世帯に対する継続的な支援が行われていれば、本児においてもこのような事態には至らなかったのではないかと考えられる。

2 関係機関の連携・情報の共有

(1) 組織的なケース管理について

① 児童虐待防止のためには、母子保健担当部署と虐待対応担当部署が密に連携して対応していくことが重要であるが、本市は、母子保健と虐待対応の業務を同一の課で行っており、連携が図りやすい体制となっていたにもかかわらず、本ケースにおいては、特定妊婦に関する情報が虐待対応担当に伝えられていないなど、相互の情報交換が円滑になされておらず、組織の利点を十分に活かすことができなかった。

② 保育園から市の母子保健担当へ兄に関する2回目の連絡があった際には、その情報は虐待対応担当にもつながっており、母子保健担当と虐待対応担当の2名体制で平成24年12月に複数回訪問をしているが、兄を目視確認できていなかったにもかかわらず次の訪問が迅速に行われず、再訪問まで約半年空いてしまった。再訪問においても兄を目視確認できておらず、その後は兄に係る訪問は行われていない。

これは、市において、通告を受けた場合の子ども虐待相談・通告受付票の作成、受理会議の開催、援助方針を決めるための必要な調査、調査結果を踏まえた検討会議の開催、援助方針と担当者の決定、具体的な援助の実施と進行管理という基本的な対応の流れができていなかったことが原因であった。

(2) 地域の見守り体制の活用について

市町村は、限られた人員体制のなかで、多くの事務を行っており、行政の力だけですべての事案に対応することは困難である。

このような中、主任児童委員や民生委員・児童委員は、地域住民の最も身近な相談相手として様々な相談に応じ、必要な援助を行う重要な役割を担っており、児童虐待防止対策にとっても地域における貴重な人的資源である。

市は、要支援家庭の情報を主任児童委員や民生委員・児童委員につなぎ、地域における見守り体制の活用を図る必要があった。

3 職員の意識啓発に関する課題

(1) 要対協調整機関（虐待対応担当）職員の意識や資質の向上について

本世帯はひとり親世帯であり、妊娠届出時のアンケート内容からも、母子保健担当では要フォローケースとして認識されていたが、要対協調整機関に情報がつながっておらず、具体的な支援に結びつかなかった。

これは、要対協調整機関からの積極的な情報収集をするための働きかけがなされなかったことと、母子保健担当において児童虐待の恐れがあるという認識が不足していたことが要因である。

要対協調整機関の所属長及び職員は、全体の調整や関係者の資質向上・意識啓発等を図ることについて、関係機関相互のコーディネーターとしての自らの役割を強く認識する必要がある。

(2) 関係機関職員の意識や資質の向上について

本世帯については、乳児家庭全戸訪問事業による家庭訪問や、兄の健診に係る受診勧奨、生活保護の相談、長期欠席による兄の保育園の退園など、市の虐待対応担当、母子保健担当、生活保護担当、保育担当等の複数の関係者が様々な場面で関わっていたが、要対協につながらず、具体的な支援に至らなかった。

要対協調整機関は、各関係機関の職員に対し、虐待のリスク要因や虐待に至る養育者の背景などの基礎的な知識を習得させ、通常業務の中でリスクに気づき、必要な情報を要対協調整機関につなぐよう、意識啓発を行う必要がある。

5 問題点・課題に対する提言

1 目視による安全確認の徹底

市町村は、子どもに虐待のおそれがあると認めたときは、迅速に安全確認を行う必要があり、確認の方法としては直接子どもを目視確認することが原則である。

訪問等による目視確認は、子どもの身体的な状況、子どもの表情やしぐさ、衣食住等子どもが置かれている生活環境等について詳細な情報を得ることができることから極めて重要であり、特に、体調が短期間に急変するおそれがある乳児については、時機を逃すことなく迅速に目視確認すべきである。

目視確認を行う担当者としては、母子保健法で定められている妊産婦や新生児の訪問指導等の業務を行う保健師や母子保健推進員、児童虐待の通告への対応を行う職員等が想定されるが、どのようなときに誰が対応するのか役割分担を明確にしておくべきである。また、目視確認の結果の報告や、報告を受けた後の対応等の一連の流れについてもあらかじめ決めておくべきである。

なお、面会を拒否されるなど目視確認が困難な場合は、児童相談所に直ちに情報をつなぐ必要がある。

2 妊娠期からの切れ目のない支援体制

(1) 特定妊婦への支援

これまで10次にわたって報告されている厚生労働省の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」によると、第1次報告から第10次報告までのすべてにおいて乳児期（0歳）における死亡が最も多く、平均すると全体の4割超を占めている。このことから、特定妊婦をいかに早期の段階で把握し、援助の手を差し伸べることができるかが重要である。

① 母子保健担当を通じた特定妊婦の把握

市町村の母子保健担当は、出産後の子どもの養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦は特定妊婦であるという認識を持ち、妊娠届出時におけるアンケートや、聞き取り調査により特定妊婦として把握したケースについては、必ず虐待対応担当に情報をつなぐべきである。

② 養育支援訪問事業等による子育て支援

特定妊婦は、育児に関する知識などが不足していることがあり、また、市町村が実施する母親学級等に積極的に参加しない傾向にあることから、市町村は、母親学級等に来ることが期待できない要支援世帯に対して、保健師や助産師、保育士等の専門的知識を有する職員による養育支援訪問事業等を活用し、乳児の養育に関する指導や助言を行う等の直接的な支援を行うべきである。

③ 医療・保健・福祉におけるネットワーク構築

市町村は、特定妊婦への支援について、日頃から医療・保健・福祉のネットワークを構築しておく必要があり、特に産科医療機関との連携については、望まない妊娠などによる子育て困難な妊産婦について市町村に情報がつながるよう緊密な関係の構築が求められる。また、市町村は、妊娠中から必要な支援が行えるよう情報提供があった産科医療機関に情報をフィードバックするなど相互連携を図りながら、支援が必要な妊産婦についての対応を進めるべきである。

(2) 若い世代に対する子育て支援情報の提供

県や市町村は、望まない妊娠等の発生を減らすため、小学校や中学校の児童の発達段階に応じ養護教諭等を通じて、思春期の子どもたちに命の尊さや妊娠・出産等に関する正しい知識を身につけさせるとともに、相談窓口に関する情報等の広報・啓発に取り組むべきである。

3 関係機関の連携・情報の共有

(1) 組織的な情報管理

本事案については、関係機関からの通告など虐待の兆候が確認されているにもかかわらず、組織的な対応に結びついていなかった。関係機関からの通告を確実な対応に結びつけるためには、組織として連携を図りながら虐待防止に取り組むことが重要である。

① 基本的な対応の徹底

市町村の要対協調整機関は、厚生労働省の「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針」及び「市町村児童家庭相談援助指針」に基づき、相談通告を受けた場合は受理会議を開催し、必要な情報の調査、調査の結果を踏まえたケース検討会議の開催、援助方針の決定という基本的な流れについてその対応を徹底する必要がある。

また、県や児童相談所では、市町村要対協の開催や運営の方法について実態調査を行い、必要な指導を行うべきである。

② 緊急度に応じたケース区分と進行管理

市町村は、受理会議において、現時点で得られた情報によるリスク判断に基づき緊急度に応じたケース区分を行い、適切な対応や支援の方法を検討し、進行管理台帳によるそれぞれの区分に応じた適切な進行管理を行うべきである。

③ 所属長の責務

市町村の要対協調整機関の長（所属長）は、職員に対し、通告があった場合は必ず受理会議に諮るよう指導すべきである。

また、関係する部署と日頃から緊密な連携を図るなど、要支援世帯に関する情報が要対協調整機関に確実に集約される体制を構築しておくべきである。

(2) 地域の見守り体制の活用

市町村は、限られた人員や予算の範囲の中で、増加する児童虐待への対応を求められていることから、十分な対応を図るため地域において活動を行っている主任児童委員（地域協力員）や民生委員・児童委員等との協力体制が重要である。このため市町村においては、主任児童委員や民生委員・児童委員の定例集会への参加や、主任児童委員や民生委員・児童委員を集めた会議の開催等、日頃から連携を図りやすい体制づくりに取り組むべきである。

また、地域における児童虐待の発見、通告の促進など児童虐待防止のための活動を行う地域協力員については、主任児童委員のほか保育所職員等もなりうることから、市町村は児童の保護・育成に熱意のある人材に幅広く協力を依頼し、見守り体制の強化を図るべきである。

なお、児童虐待の防止の観点から妊娠期からの見守り支援が非常に重要となっているので、虐待対応担当部署だけではなく、母子保健担当部署の職員と主任児童委員や民生委員・児童委員との連携を図ることも必要である。

4 職員の意識や資質の向上

(1) 要対協調整機関（虐待対応担当）職員の意識や資質の向上

市町村要対協の活動を活発化させるには、調整機関のリーダーシップが非常に重要であり、職員の資質向上に取り組む必要がある。このため、市町村においては、自らが意識の向上に努めるとともに、様々な研修を開催し、関係者の意識向上を図るべきである。また、県は、要対協調整機関の長や担当職員に対し、児童虐待に関する専門的な研修の充実を図るなどの支援を行うべきである。

① 所属長の意識や資質の向上

要対協調整機関の長（所属長）は、児童虐待防止について最終的な調整責任を負うことを十分に認識することが重要である。そのため各市町村において「児童虐待防止対策監」等を設置することも有効であると考えられる。また、県は市町村の所属長を集めて研修を行うことにより、所属長の資質向上を図るべきである。

② 担当職員の意識や資質の向上

要対協調整機関の担当職員は、組織全体で情報を共有し適切に対応するため、全体の調整や関係者の資質向上・意識啓発等を図ることについて自らの役割を認識し、リーダーシップを発揮すべきである。

また、児童相談所は、市町村のケース検討会議に参加しての援助方法等についての助言や、市町村担当職員等に対しDVD教材や事例等を通じたより実践的な研修を実施するなど、今後も市町村担当職員の資質の向上を図るため継続して支援を行うべきである。

(2) 関係機関の資質向上

関係機関の多くは、通常業務の中では虐待事案に関わる機会が少ないため知識が乏しい。このため市町村の要対協調整機関は、市の母子保健担当部署や保育担当部署、生活保護担当部署の各関係機関の職員に対し、ケース事例を通じた虐待のリスク要因や虐待を発見するポイント、虐待に至る養育者の背景などの基礎的な知識を習得させるための研修等を行うべきである。

参 考

1 検証組織等

別紙「宮崎県社会福祉審議会運営要領」のとおり。

2 検証の経過

(1) 宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会

第1回（平成26年 7月30日）

- ・検証の目的の確認
- ・検証の方法、スケジュールの確認
- ・事例の概要把握

第2回（平成26年10月29日）

- ・関係機関からのヒアリング結果報告
- ・問題点・課題の抽出

第3回（平成26年12月24日）

- ・問題点・課題の整理
- ・提言の抽出

第4回（平成27年2月13日）

- ・検証報告書（案）の検討

第5回（平成27年3月16日）

- ・検証報告書の取りまとめ

(2) 調査

市役所、医療機関等へのヒアリング

3 検証部会委員

宮崎県社会福祉審議会児童福祉専門分科会検証部会委員名簿

(五十音順)

氏 名	役 職 名	備 考
安 東 末 廣	宮崎大学名誉教授	
小 林 睦 代	主任児童委員	
高 橋 博	(社福) 宮崎県社会福祉協議会副会長	部 会 長
中 村 洋 子	保健師	
花 野 典 子	宮崎県立看護大学教授	副部会長
浜 田 恵 亮	(財) 宮崎県健康づくり協会健康推進部長	
増 田 良 文	弁護士	

別 紙

宮崎県社会福祉審議会運営要領

平成13年1月29日
福祉保健部福祉保健課

(趣 旨)

第1条 この要領は、宮崎県社会福祉審議会条例（平成12年宮崎県条例第13号。以下「条例」という。）第9条の規定により、宮崎県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(副委員長)

第2条 条例第5条の規定による委員長の職務の代理を行う者として副委員長1人を置く。

(専門分科会)

第3条 専門分科会は、専門分科会長が招集し、議長となる。

2 専門分科会長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、専門分科会を招集しなければならない。

3 専門分科会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

4 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決すところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について議事を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(副専門分科会長)

第4条 条例第7条第5項の規定による専門分科会長の職務の代理を行う者として副専門分科会長1人を置く。

第5条 委員は、いずれかの専門分科会に属するものとし、かつ、2以上の専門分科会に属することを妨げない。

第6条 民生委員審査専門分科会長及び児童福祉専門分科会長は、緊急やむを得ない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求め、当該専門分科会の決議に代えることができる。

2 児童福祉専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第7条 審査部会に審査部会長及び副審査部会長1人を置く。

2 審査部会長は、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によって、これを定め、副審査部会長は、審査部会長が指名する。

3 審査部会長は、審査部会の事務を掌理し、副審査部会長は、審査部会長に事故があるとき、その職務を行う。

第8条 第3条並びに第6条の規定は、審査部会の会議及び決議について準用する。

(処遇部会、検証部会及び再調査部会)

第9条 児童福祉専門分科会に、処遇部会、検証部会及び再調査部会を設ける。

2 処遇部会は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第6項に規定する児童の措置等に関すること並びに同法第33条の12に規定する被措置児童等虐待に関する通告等及び同法第33条の15の通知等に関することについて、調査審議等を行う。

3 検証部会は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第4条第5項に規定する重大事例について、調査研究及び検証等を行う。

4 再調査部会は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項並びに第31条第2項に規定する重大事態について、調査報告等を行う。

5 処遇部会、検証部会及び再調査部会に属すべき委員及び臨時委員は、児童福祉専門分科会に属する委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

- 第10条 処遇部会、検証部会及び再調査部会にそれぞれ部会長及び副部会長1人を置く。
- 2 部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定め、副部会長は部会長が指名する。
 - 3 部会長は、部会の事務を掌理し、副部会長は、部会長に事故あるとき、その職務を行う。

- 第11条 第3条の規定は、処遇部会、検証部会及び再調査部会の会議について準用する。
- 2 処遇部会、検証部会及び再調査部会の決議は、児童福祉専門分科会長の同意を得て、児童福祉専門分科会の決議とすることができる。
 - 3 児童福祉専門分科会長は、処遇部会、検証部会及び再調査部会の決議をもって児童福祉専門分科会の決議としたときは、その直後に開かれる児童福祉専門分科会においてその旨を報告するものとする。

(庶務)

- 第12条 審議会の庶務は、福祉保健部福祉保健課において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる課又は出先機関が処理するものとする。
- (1) 民生委員審査専門分科会に関するもの 福祉保健部福祉保健課
 - (2) 高齢者福祉専門分科会に関するもの 福祉保健部長寿介護課
 - (3) 児童福祉専門分科会並びに処遇部会、検証部会及び再調査部会に関するもの 福祉保健部こども政策局こども家庭課
 - (4) 身体障害者福祉専門分科会及び審査部会に関するもの 福祉保健部障害福祉課

(雑則)

- 第13条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は福祉保健部長が定める。

附 則

この要領は、平成13年1月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年7月1日から施行する。